

交通ルールを見直そう

気温もだいぶ低くなり、冬の装いで出かける人が増えてきました。袖の中に手を隠して、自転車に乗っていたりはしていませんか。また、日も短くなり、視界の悪い中、自転車に乗る機会も増えると思います。これを機に、もう一度交通ルールについて見直しましょう。

1 歩行者の交通

- 必ず歩道を歩き、大人数の時は広がらないようにしましょう。
- 通学路に見通しの悪い所がないか確認しておきましょう。
- 最も交通事故が発生する場所が交差点です。車は急には止まれません。雪や雨の日は、車が止まるまでさらに距離が必要になります。青信号でも、左右の安全を確認してから、横断歩道を渡りましょう。
- 踏切では、警報が鳴ったら絶対に横断してはいけません。
また、踏切内で動けなくなっている人がいたら、迷わず非常ボタンを押しましょう。
- 小さい子供や高齢者の方の横を追い抜くときは、一声かけましょう。

2 自転車の交通

- 令和5年4月から、ヘルメット着用が努力義務となりました。
- ブレーキ、ライトなどに不具合があるときは、すぐに修理しましょう。
- 自転車は、車と同じ「車両」です。スピードを出し過ぎてはいけません。
- 二人乗り運転、並走運転、傘さし運転は、安全運転義務違反として道路交通法で禁止されています。
- 歩道は歩行者優先です。歩行者がいた場合は、自転車から降りるか、車道の左側を走行しましょう。
- 無灯火で自転車を運転していた中学生が、高齢者の方と衝突し、死亡させてしまった事例があります。このように自転車に乗っている自分が、加害者になる可能性があります。自分の運転に、責任をもちましょう。

*もしも交通事故を起こしてしまったら…

→相手の命やケガの程度を確認し、すぐに110番と119番に連絡しましょう。

応急手当でAEDが必要になることもあります。音声の指示に従い、落ち着いて対処しましょう。

3 安全な生活を心掛けよう

自分自身は、正しい自転車の乗り方ができているか、歩行者として周りの人の迷惑になるようなことはしていないか、振り返ってみてください。もし、思い当たるところがあるならば、改善が必要です。梅中生が、地域の模範となれるよう、正しい交通ルールを徹底していきましょう。

4 全国の自転車事故の実態

自転車による事故は減少傾向にありますが、依然として令和6年で675,321件の事故が報告されています。報告のない軽微な事故を含めると、さらに多くの事故が起きているのが今の日本の実態です。また、令和4年度のデータでは、年齢別の自転車事故関連件数の割合が最も高いのは10~19歳であり、中学生、高校生が自転車事故に最も多くかかわっている現状もあります。自分が事故を起こさないようにするのはもちろんですが、巻き込まれないようにも十分に注意しましょう。

5 自転車に乗る時のルール（違反になるもの）

- 1 信号無視 2 通行禁止違反 3 歩行者用道路における徐行違反 4 通行区分違反
- 5 路側帯通行時に歩行者の通行を妨害する 6 遮断機が下りている踏切への立ち入り
- 7 交差点安全進行義務違反 8 交差点優先車妨害 9 環状交差点における安全進行義務違反
- 10 指定場所一時不停止違反 11 歩道通行時の通行方法違反 12 酒酔い運転
- 13 ブレーキ不良自転車の運転 14 安全運転義務違反

※14番はたとえば、スマホを操作しながらの運転、傘さし運転での片手運転の禁止を示します。

イヤホンを両耳に付け音が聞こえなくなることなどもこれに含まれます。

6 あなたにも起こるかもしれない事例

◇神戸で、小学5年生の男子が歩行者の女性と正面衝突事故を起こし、被害者の女性は意識が戻らないまま寝たきりの昏睡状態となりました。これを受けて、裁判で、約9500万円の損害賠償が認められたという事例があります。東京都では令和2年から自転車損害賠償保険等の加入が義務化されています。